

劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月14日
公益社団法人全国公立文化施設協会

1 はじめに

新型コロナウイルス感染拡大が続くなかで、全国の劇場、音楽堂等が感染予防のために努力されているとともに、地域の活性化と文化振興のために文化施設が担うべき役割と責務を果たすために何ができるか、何をなすべきかを問いながら、不測の事態の中で日々奮闘されていることに改めて敬意を表します。

今般の緊急事態宣言延長に伴う今後の対処方針において、感染予防策を講ずることを前提としつつも、文化施設等の活動再開に向けた検討の動きが示されてきたことは一筋の明るい兆しと受け止めたいと思います。

しかしながら、未だ予断を許さない厳しい現状を踏まえると、各施設の再開については、感染予防に対して最大限の対策を実施することが前提条件として不可欠です。

今回お示しするガイドラインは、国の方針を踏まえ、劇場、音楽堂等の活動再開に向けて、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。

全国の劇場、音楽堂等には設置主体や運営形態、施設の性格や規模の違いなど多様な施設があり、施設によっては本ガイドラインの詳細版が必要になることも想定されます。また、地域や施設の状況によって直ちに対応・導入することは難しい事項も含まれているかと思えます。すべての項目の実施が活動再開の必須条件ではありませんが、基本となる感染予防策を実施した上で、より感染予防効果を高めるための推奨事項として、今後の取組の参考にさせていただきたいと思います。

各施設におかれましては、施設の活動再開に際し、利用者と職員の安全を確保するための感染予防対策実施の必要性を十分ご理解いただき、各施設の対策実施において本ガイドラインを有効に活用いただければ幸いです。

2 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日。以下「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、公益社団法人全国公立文化施設協会として、これまでの知見に基づき、劇場、音楽堂等（劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条に規定する「劇場、音楽堂等」をいう。以下同じ。）における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として遵守すべき事項を整理し、今後の取組の参考に供するために作成するものです。

対処方針においては、「施設の使用制限の要請等を検討するにあたっては、これまでの対策に係る施設の種別ごとの効果やリスクの態様、対策が長く続くことによる社会経済や住民の生活・健康等への影響について留意し、地域におけるまん延状況等に応じて、各都道府県知事が適切に判断するものとする。」とされており、今後、各都道府県において施設の使用制限等を検討していくことが見込まれます。また、特定警戒都道府県以外の特定都道府県については、「クラスターの発生が見られない施設については、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする。」とされていることに鑑み、地域における文化芸術活動の拠点である劇場、音楽堂等においても、活動再開に備え、あらかじめ感染拡大予防対策に関する基本的事項を定めておく必要があります。

なお、劇場、音楽堂等におけるイベント等の開催について、対処方針においては、「特定警戒都道府県及び特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、（中略）特に、全国的大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。」こととされ、また、「特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、感染防止策を講じた上での比較的少人数のイベント等については、適切に対応する。ただし、リスクの態様に十分留意すること。」とされていることに十分留意する必要があります。

本ガイドラインでは、提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添『『新しい生活様式』の実践例』及び「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）」を参考に、場面ごとに具体的な感染拡大予防措置を示しています。

劇場、音楽堂等の文化施設を設置する自治体等（以下「設置者」という。）及び当該施設を管理する事業者（以下「施設管理者」という。）、当該施設で公演又は催事等（以下「公演」という。）を主催する事業者（以下「公演主催者」という。）は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「講ずべき具体的な対策」を踏まえ、個々の施設や公演の規模や態様等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染拡大予防に取り組むとともに、地域の文化振興の拠点としての社会的役割を継続的に果たすことが求められています。

施設管理者が活動を再開するかどうかの判断にあたっては、引き続き、その施設が所在する都道府県の知事からの要請等を踏まえ、また、公演主催者の意向等の把握にも努め、最終的には設置者とも十分協議した上で、適切に対応いただきたくお願いします。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の地域における動向や専門家の知見、公演主催者等の意見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものいたします。

3 感染防止のための基本的な考え方

設置者及び施設管理者、公演主催者は、施設の特性や公演の規模や態様を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の管理・運営に従事する者（以下「従事者」という。）、公演を鑑賞等するために施設に来場する者（以下「来場者」という。）、出演者及び公演の開催に携わるスタッフ（公演主催者を除く。以下「公演関係者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、必要となる負担を考慮に入れながらも最大限の対策を講じていただく必要があります。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、こうした環境の発生を極力防止するなど、すべての主体が相互に感染回避に徹底して取り組むことが重要です。

さらに、劇場、音楽堂等の施設においては、これまでクラスターは基本的には発生しておらず、各種法令等により高機能の空調設備の整備が義務付けられており、強制的な機械換気が可能なこと、また、公演中は、来場者は一方向を向き対面による会話等が原則想定されないこと等も踏まえて、以下の具体的な対策を講じていただくよう提唱します。

4 施設管理者が講ずる具体的な対策

（１）リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染（①）及び飛沫感染（②）のそれぞれについて、従事者、来場者及び公演関係者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行うことが求められます。

大規模な人数の移動や県境をまたいだ移動が惹起される公演については、集客施設としてのリスク評価（③）及び地域における感染状況のリスク評価（④）も必要となります。

また、それらの公演や催物等については、各都道府県において示される対応とリスク評価（③④）に基づいて実施の可否について設置者とその影響と補償等も含めて協議し判断する必要があります。

利用を回避すべきとの判断に至った場合は、できるだけ速やかに公演主催者に対して施設利用が困難になる旨を伝達する必要があります。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価します。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボ

タン、券売機 等)には特に注意を要します。

② 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、公演の態様を踏まえ、人と人との距離や位置、方向、施設内で大声での対話等が頻発する場所等の状態を評価します。

③ 集客施設としてのリスク評価

開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、県域を越えた移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人との距離が一定程度確保できるかどうか等について、これまでの施設の来場実績等に鑑み、評価します。

④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染者の確認状況を踏まえた施設管理への影響について評価します。

(2) 施設内の各所における対応策

施設管理者は、リスク評価(①②)を踏まえ、当該施設の管理について以下の措置を講ずるとともに、公演主催者への要請や来場者への周知を図ってください。

① 施設内

- ・ 少なくとも施設の開館の際には施設内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行うとともに、施設内の換気について十分な対応をとってください。なお、消毒液は、当該場所に最適なものを用いるようにする必要があります(以下、消毒に関する記載において同じ)。
- ・ 公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行ってください。また、公演主催者と調整の上、公演中も定期的に適切な換気を行ってください。
- ・ 施設の入口に、手指消毒用の消毒液を極力設置するようにしてください。不足が生じないよう定期的な点検を行う必要があります。必要であれば、入口数を制限することも検討ください。

② 公演会場入口

- ・ 公演主催者に対し、会場の入口に手指消毒用の消毒液を設置するように要請してください。
- ・ 会場入口の行列は、最低1m(できるだけ2mを目安に)の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫するようにしてください。

③ チケット窓口

次の通りチケット窓口で対応を行うものとし、公演主催者やチケット取扱事業者に対しても同様の取り組みを要請してください。

- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽するよう努めてください。
- ・ チケット窓口の行列では、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫するようにしてください。
- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済を推奨します。
- ・ 入場時のチケットもぎりの際は、マスクや手袋を着用するようにしてください。また、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認するといった方式等もぎりの簡略化の導入も検討してください。

④ ロビー、休憩スペース

- ・ 対面での飲食や会話を回避するよう表示や館内放送等により促すようにしてください。
- ・ 公演前後及び休憩中に、人が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫を行ってください。
- ・ 常時換気に努めてください。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行ってください。
- ・ 従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を励行してください。

⑤ 会議室、稽古スペース、展示スペース等

- ・ 常時換気に努めてください。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行ってください。
- ・ 会場定員を踏まえ、利用者が密にならない様に入場制限等を実施してください。

⑥ 楽屋、控室

- ・ 常時換気に努めてください。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行ってください。

⑦ トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行ってください。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示してください。
- ・ 個人のハンカチ等を使うように徹底してください。ハンドドライヤーはウイルスを拡散するため使用しないようにしてください。
- ・ 劇場等トイレの混雑が予想される施設の場合、施設管理者はできるだけ間隔を明けて整列するよう表示するとともに、公演主催者に対して最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促すよう要請してください。

⑧ 飲食施設、ショップ等

施設管理者は施設内の飲食事業者等に対して、次の通り感染予防措置を要請してください。

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・ 飲食物を提供する場合、家族等の一集団と他の集団との距離が概ね2m以上となるよう座席を配置するよう、各店舗において席の配置を工夫してください。
- ・ 混雑時の入場制限を実施してください。
- ・ 施設内の換気を徹底してください。
- ・ 食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底してください。
- ・ 飲食施設に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底し、飲食施設の利用者も手指消毒を行ってから入場するようにしてください。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯するように努めてください。
- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽するよう努めてください。
- ・ 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は極力取り扱わないようにしてください。

⑨ 清掃・ゴミの廃棄

施設管理者は施設内の清掃事業者等に対して、次の通り感染予防措置を要請してください。

- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底してください。
- ・ 作業を終えた後は、手洗いを行ってください。

(3) 従事者に関する感染防止策

- ・ 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫してください。
- ・ マスク着用や手指消毒を徹底してください。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。
- ・ 出勤前に自宅等での検温を励行し、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機等の対応を行ってください。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機としてください。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・ 施設管理者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。
- ・ 従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

(4) 周知・広報

感染予防のため、以下について来場者に対して周知・広報してください。

- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ 社会的距離の確保の徹底
- ・ 下記の症状に該当する場合、来場を控えること。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

（５）保健所との関係

- ・ 施設における感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えてください。

５ 公演主催者に協力を求める具体的な対策

公演主催者が講ずるべき具体的な対策は、公演時の地域における新型コロナウイルスの感染状況等により、その感染防止対策の必要性や水準が決定されることに鑑み、以下は参考のための例示として掲げるものです。

公演主催者が必要な措置を講じていないと認められる場合、施設管理者は公演主催者に対し、必要な措置を講ずるよう十分協議を行ってください。

※ 施設管理者が公演を主催する場合には、施設管理者が講ずるものとします。

＜公演前の対策＞

（１）入場制限

- ・ 公演主催者は、公演の企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫の導入を検討してください。例えば、以下のような手段が考えられます。
 - 開場・休憩時間の延長
 - 入場時のチケット確認（もぎり）の簡略化
 - 入場待機列の設置
 - 日時や座席の指定予約による人数調整
 - 大人数での来館の制限 等
- ・ 来場者が多数になることが見込まれる公演については、各都道府県において示される対応に基づいて実施の可否及び実施する際の感染予防措置について対応を検討してください。
- ・ 特に高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。

（２）来場者との関係

- ・ チケットシステム等により事前に把握している範囲で、公演ごとに、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めてください。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。

- ・ 来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知するようにしてください。
- ・ 導入が検討されている接触確認アプリ等を活用する場合、その旨を事前に周知するようにしてください。

（３）公演関係者との関係

- ・ 氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成してください。また、公演関係者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ・ 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図ってください。

＜公演当日の対策＞

（１）周知・広報

感染予防のため、施設管理者と協力の上、来場者に対し以下について周知してください。

- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ 社会的距離の確保の徹底
- ・ 下記の症状に該当する場合、来場を控えること。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

（２）来場者の入場時の対応

- ・ 以下の場合には、入場しないよう要請してください。
 - ① 発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合
 - ② 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - ③ 過去２週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合等
- ・ 事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行ってください。
- ・ 入待ちは控えるよう呼び掛けてください。
- ・ オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないようにしてください。
- ・ パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避けるようにしてください。
- ・ プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛けてください。

（３）公演会場内の感染防止策

- ・ 接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努めてください。
- ・ 座席は原則として指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる席配置とするよう努めてください。
- ・ 座席の最前列席は舞台前から十分な距離を取り、また、感染予防に対応した座席での対策（前後左右を空けた席配置、又は距離を置くことと同等の効果を有する措置 等）に努めてください。
- ・ 公演中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知するほか、座席のひじ掛けの使用についても、左右いずれかに統一するように要請してください。
- ・ 来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする 等）は行わないようにしてください。
- ・ 場内における会話は控えていただくよう周知してください。
- ・ 事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努めてください。

（４）公演関係者の感染防止策

- ・ 公演の運営に必要な最小限度の人数としてください。
- ・ 各自検温を行うこととし、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とするようにしてください。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機を促してください。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・ 公演主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。
- ・ 表現上困難な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔をとるようにしてください。また、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- ・ 楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用するようにしてください。
- ・ 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにしてください。
- ・ 仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めてください。
- ・ その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるようにしてください。
- ・ 公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

（５）感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行ってください。
- ・ 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底してください。
- ・ 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けてください。

（６）物販

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・ パンフレット等の物販を行う場合、最低 1m（できるだけ 2m を目安に）の間隔を開けて整列していただくようにしてください。
- ・ 物販に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底してください。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。
- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽してください。
- ・ 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないでください。

（７）来場者の退場時の対応

- ・ 事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行ってください。
- ・ 出待ちや面会等は控えるよう呼び掛けてください。

＜公演後の対策＞

- ・ 公演ごとに、可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成・保存するよう努めてください。
- ・ 感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。
- ・ なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずるようにしてください。